

鳥取県中規模建物 ZEB 普及促進モデル事業補助金に係る Q&A

Q 1 : 補助事業は設計費と工事費のセットが必須か。単独でもよいか。

A 1 : 単独でも構いません。

Q 2 : 設計もしくは工事の一方のみが県内事業者の場合は、補助対象とならないと解してよいか。

A 2 : 設計と工事それぞれで判断しますので、県内事業者の場合には補助対象となります。

(例) 設計が県外事業者で施工は県内事業者 → 設計費は補助対象外で施工は補助対象

(例) 設計が県内事業者で施工は県外事業者 → 設計費は補助対象で施工は補助対象外

Q 3 : 令和 6 年度に設計、令和 7 年度に工事がそれぞれ完成してもそれぞれ補助対象となるか。

A 3 : 今年度の補助事業は令和 6 年度中に着手するものが対象となり、当該補助事業は令和 8 年 3 月 20 日までに完了する必要があります。

(例) 設計が R6 年度に着手し完了 → 補助対象

施工が R6 年度に着手し、令和 8 年 3 月 20 日までに完成 → 補助対象

施工が R6 年度に着手し、令和 8 年 3 月 20 日を超えて完成 → 補助対象外

Q 4 : 要綱第 5 項に補助事業に着手する前までに行わなければならないとあるが、補助事業に着手とはいつを指すか。

A 4 : 補助事業の着手は契約日となります。

Q 5 : 第 6 条の補助金交付決定前に、補助事業に係る契約を施主と締結してもよいか。

A 5 : 契約前に交付申請をしていただく必要があります。

申請後は可能な限り速やかに交付決定します。交付決定までは契約をお待ちいただけると変更契約などの手戻りを避けられるかと思っておりますので参考に申し添えます。